HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1863年農村労働者雇用臨時規制と1870年労働者後見協会案:『ロシア労働政策史』補遺
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學　經濟學研究, 30(1), 293-305
Issue Date	1980-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31492
Type	departmental bulletin paper
File Information	30(1)_P293-305.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

〈研究ノート〉

1863年農村労働者雇用臨時規則と1870年労働者後見協会案

——『ロシア労働政策史』補遺——

荒　又　重　雄

I

本稿は，帝政ロシア労働政策史の大略的な流れを把握するうえに，興味深くかつ重要である，1863年農村労働者雇用臨時規則と1870年労働者後見協会案との主要内容について，エヌ・ヴェ・ユフネヴァ Н. В. Юхнева[1] とペ・パラジゾフ П. Парадизов[2] との研究によりながら確認することを目的にしている。

1) Н. В. Юхнева, Первый закон о сельскохозяйственных рабочих в России 1863 г., Исторические Записки, Том 60.

2) П. Парадизов, „Рабочий вопрос" в России в начале 70-х годов XIX в., История Пролетариата СССР, номер 10, 1932.

II

1863年農村労働者雇用臨時規則は1863年4月1日付でアレクサンドルⅡ世の認可をえた法律 Закон о временных правилах для найма сельских рабочих и служителей である。農村における雇用労働の基準を与えたものであるから，あきらかに帝政ロシア労働政策史の重要な一環であるが，これは，1861農民改革の政策過程の中に位置づけられている。目的は，解放された旧農奴をあたらしい雇用関係の中に安定的に組みこむことにあったし，草案が各方面からの意見を徴して煮つめられていく過程では，枢密院の外に，農

村改造総委員会 Главный комитет по устройству сельского состояния が，その下部にある各県農民問題審判所 губернское по крестьянским делам присутствие および農事調停官 мировой посредник をも含めて関与している。

1861年改革にかけてのロシアの農村を雇用労働との関係でみると，いくつかの地帯的特性がみられる。ユフネヴァによると，中央ロシアの黒土地帯では，農業における雇用労働は全くの例外であり，非黒土地帯でもごくわずかであった。ロシアの西部諸県では，ポーランド的大土地所有と，これに配するに土地なし農民が多くあり，農民は作男 батрак，土地も家族もないボブィリ бобыль で，ロシア中心部の毎月の食糧も給与される農奴であるメシャーチニク месячник に似ていたので，ここでの雇用労働者は農奴制的作男とほとんど区別がなかった。ウクライナ左岸および右岸（ドニェプルの）についてみると，キエフ県やハリコフ県で，ビートプランテーションの作業の一部と収穫期の労働が自由な雇用となっていた。これらに対して，西は新ロシアから東はヴォルガの対岸まで，北はヴォロネジ県の南部から南はドン軍管区までにひろがるロシア南部の黒土ステップでは，出稼農業労働者の資本制的雇用がひろがっていた。

南や東へむかっての「農業出稼ぎ」は，農民改革に先だって，農業雇用労働者の大量移動を発展させており，新ロシアへは，クールスク，オリョール，トウラ，ポルタワ，ハリコフ，チェルニゴフ，キエフ，ポドリヤの諸県や白ロシアから，ドン軍管区へはクールスク，オリョール，トウラ，ペンザ，タンボフ，リヤザン，ヴォロネジの諸県から，沿ヴォルガ地域，南部へは，ペンザ，シンビルスク，ニジェゴロド，カザン，タンボフ，リャザン，ヴォロネジの諸県から農業労働者があつまっていた。そして，ヘルソン県などでは，もともと農奴をもたぬものによる土地所有なども多く，19世紀50年代には農奴労働はほとんど全く雇用労働によっておきかえられていた。

ところで，そうした南部ロシアの地主たちの政策的意志は特有なものであって，その地における労働力不足を解決すべく，一方では中央ロシアやウク

ライナ諸県が農業出稼ぎの規制を緩和することであり，他方では自分たちのところへやってきた労働者たちを雇主としての自分たちにより直接的に従属させることであった。彼らはそうした点での政府の介入を求め，法律の制定を求めた。1857年および1858年に，南ロシア農業協会 Общество сельского хозяйства Южной России が政府に訴え обращение を出している。

農民改革がはじまったばかりの年月には，農業における新しい雇用関係はなかなか安定せず，また以前からつづいていた雇用関係も動揺した。とりわけ西部諸県にめだったのは，農民たちがもとの旦那である地主のもとで雇用労働をおこなうことを極度に嫌ったことである。過去に自分たちがうけた凌辱が，地主に対するつよい嫌悪感としてのこったのである。彼らはしばしば飢えながらも働こうとはせず，あるいは遠方に仕事を探しにゆき，しばしばかひなく戻る。

また，賦役の記憶がなまなましい農民たちにとって，労働に対する報酬への権利をもつ雇用労働者という観念ができにくかったこともあったらしい。各地でみとめられた事例には，農民たちが，うかつに署名したらまたもとの農奴にもどされてしまうのではないかとのおそれから，雇用契約をふくむあらゆる契約書への署名を，ともあれ回避しようとしたことがある。

そうした農民たちの行動を刺激したのが，ツァーリへの幻想であった。つまり，農民たちはしばしば，やがてツァーリがさらにあたらしい自由を彼らに与え，賦役労働を軽減したように自由雇用労働を軽減してくれるのではないかと待ち望み，それまでは自分を不利にするかも知れない行動をひかえようとしたのである。農業出稼ぎに出ていたものたちも，大挙して帰郷してしまった。

それらのほかに，もっと賃労働者としての本来の行動様式をつよめている事例もある。たとえば，労働条件のこまごました問題，すなわち課業 урок の大きさだとか祭日労働だとかいうことに以前より注意深くなり，雇主による契約内容の厳正な履行をみまもるようになった，とか，労働条件を基準と

しながら，ある雇主のもとを去って他の雇主のもとへ移動するとか，さらには群衆をなして要求し，譲歩がないときはとくに収穫期にストライキに入るとかである。農業機械を用いはじめていた新ロシアでは，ストライキは機械打ちこわしをもともなった。農村の地元権力はこれに適切な対策をこうじえなくなっていた。地方からの訴えを重視した内務省は，1862年8月1日付で各県の長にあてて回状を発した。そこには次のようにあった。すなわち，農民出身の労働者たちがしばしば雇主のもとを立去り，労働契約を，それが文書契約のときすら，履行せぬ状態であることにかんがみ，《自分で決めた義務を忌避するようなことを労働者にやめさせ，同時に，この関係における地元権力の無作為に対抗するために，とるべき手段をとるように》と。

さて，雇用労働をどのように法的に規制すべきかについての問題は，農民改革の準備期においてすでにたてられてはいたが，これが具体化しだしたのは，問題が現実にさしせまったものになってはじめてであった。まず，第Ⅱ部に属する臨時特別委員会 особая временная комиссия が雇用規則草案 проект правил о найме を作成した。この規則草案の中心内容は，農業で雇用労働するすべてのものに義務的な労働者手帳 рабочая книжка である。この手帳の中には，採用，解雇の時期や，最終清算の情報が記入される。運用は雇主よりのものである。というのは，手帳の保管は期間中は主人のなすこととされていて，また，期限前に，最終的清算についての事項を手帳に記入することなく雇主のもとを去った労働者は，警察力によって労働の場につれもどされるとあったからである。また，この草案の中には，労働者に義務の履行を強制するものとして，アルテリの連帯責任制や労働者の属している共同体の保証をありうべき制度としていた。他に，負債 долг を労働で弁済する отработка 方式も規定していた。労働者が雇主を訴え жалоба て裁判所へもちこんでも，もし確証がなかったならば，訴えた労働者の方が日給に相当する罰金を課されるとしていた。

この草案は総委員会の認可をえて1861年7月に各県に送付された。反響は1,400通にも達し，2巻からなる報告書となってのこった。審議に参加し

たのは地主階級のみである。彼らは，農民が土地をはなれて出稼ぎすることを「浮浪 бродяжничество」とよび，これに対抗しようとしていた。

チェルニゴフ県農民問題審判所のメンバーであるヴァシリチコフ Васильчиков は，滞納金をためこんだゆえに懲戒され，当然出稼ぎに出されるはずの農民の雇用契約を，地主と農民管理機関との間で締結できる，との条項の追加を提案した。ミンスク県農民問題審判所のメンバーであるプロシンスキー Прошинский は，作男 батрак の雇用契約につき一年未満を禁ずるよう提案した。ヴォルニヤ県の農事調停官ヴェソロフスキー Весоловский は，雇用契約は秋になすべしと提案した。契約期間の最低を半年とする案もあったが，多数は，任意の長さの契約をゆるしながら，他方で長期間雇用を奨励する様々な手段を提案していた。地主たちは，雇主に任意の時期に労働者を解雇する権利を要求する一方，労働者が期限前に契約を破棄したことが雇主にもたらした損失を労働者からとりたてうるよう求めた。

草案には，就労せずに浪費してしまった労働日に対して，怠惰 леность，飲酒，怠慢 нерадение，課業未達成に対して，日給与と同額の罰金を労働者に課するとしていた。地主たちは一斉に，罰金を2倍にせよと叫んだ。

農民が地主に対しとりわけ強い嫌悪感をもち，したがって地主としては農民の労働力利用に強い不安を感ぜざるをえなかった西部諸県からは，「雇用強制」の考え方がうち出された。ヴィルノ県の農事調停官の一人ミシケヴィチ Мишкевич は，「恒常的に農業や職人仕事や手工業に従事していない成人はすべて，主人のもとで違わず雇用に就くべく義務づけられ」，充分な根拠ある理由なしにそのつとめを逃れたものは罰金を支払わなくてはならない，という規定を提案していた。同様のことをポドリヤ県，ヴォルニヤ県の調停官およびミンスク県農民問題審判所のメンバーがのべていた。

少なからざる地主が，成人労働者へ体罰を与える権利を要求していた。1861年2月19日の改革がロシア農民を地主の恣意的体罰から自由にするものであったのにである。他に，とりわけこの当時における農村労働者の闘争方法と関連しているものと思われる，放火およびストライキへの処置があ

る。ハリコフ県農民問題審判所のメンバーで，自身ヴォロネジ県の地主であったゴルデエンコ Гордеенко は，「時折，労働者は故意の不注意から建物をもやしている」ので，これへの処罰を厳しくすべきだし，また，「有害な暗示によって他のものを主人にさからわせている」労働者の指導者，およびストライキの全参加者をきびしく罰すべきだ，と提案している。量刑としては，10～20日分の賃金にあたる罰金，ストライキ参加者の逮捕が考えられていた。

政府の委員会は，地主たちの意見を参考にしつつ，草案を改訂した。この段階の編集委員会案を第二草案とよぶと，第一草案によれば，自分の郷あるいは近隣の郷で雇用される農民には労働者手帳が義務的ではなかったのに対し，第二草案では，雇用の場所のいかんをとわず労働者手帳は義務化されており，労働者が契約を期限前に破棄できる場合を第二草案は第一草案より狭くあつかっており，また，欠勤・不就労への罰金は第二草案において第一草案におけるものの二倍とされるなど，第二草案は地主の要求をとり入れて労働者により苛酷なものとなっていた。

ところが，また，これが第Ⅱ部の委員会，農村改造総委員会，枢密院を経るなかで一連の修正が加えられた。これらの機関は，より政治的に高度な見地から判断したと思われる。1863年4月1日に法律として認可されたものの内容は次のごとくであった。

労働者は，自分の居所から30ヴェルスタ（ほぼ30キロメートル）以内であれば，雇用契約のさいの労働者手帳提示の義務から解放される。ただし，雇主は地元の労働者に対してでも労働者手帳を要求する権利をもつ。したがって，雇主にとっては労働者手帳を要求するかしないかは自身の裁量の範囲内にあり，労働者は，30ヴェルスタ以内の範囲で労働者手帳なしに行動できるが，もし雇主に要求されたら，手帳の提示か仕事口を放棄するかを自身でえらばなくてはならない。居所から30ヴェルスタ以上はなれたところで雇われようとする労働者は，労働者手帳の携行を義務づけられるわけだが，しかしその場合にも，雇主が労働者手帳なしの労働者をやとったからといっ

て，雇主に罰金が課されるわけではなかった。もともと労働者手帳制が帝政ロシアで考案された理由の一つには，労働契約内容を文書上明確にすることを介して労働者を保護しようとする政策的意志の存在があったのだが，その点では雇主たる地主をあまり拘束しようとしていないことになる。

長期間の雇用をたすけるために，規則では，古い旅券の期限がきたときに，労働者の合意のもとに，あたらしい旅券を自分のところへ送付するよう要求する権利が雇主に与えられた。ただし，その権利は労働者に与えられたのではないので，労働者としては，同じ雇主のもとに働きつづけるか，それとも帰郷するかの選択がゆるされたのみである。労働者が契約を履行することについての共同体の保証であるとか，アルテリの連帯保証の規定はのこっていた。負債を労働で弁済するオトラボートカ制も規定されていた。

契約の期限前破棄は農事調停官の裁決による。その基準は，次のごとくである。まず雇主の側からの事由としては，労働者の「怠慢 нерадение」，「火に対する慎重さの欠如」，「粗暴や不遜な行為」があった。労働者側からの事由としては，「打擲と重大な侮辱」，賃金と食糧の給与に関する条件の違反があった。一方が単なる「不遜」であるに，他方では「重大な」侮辱である。ただし，確証を挙げられない訴え жалоба をした労働者に罰金が課せられるという規定は削除された。労働者は，自分へ「委任された」財産への「損害や損失の原因」となったとき賃金控除される。「勝手な留守（欠勤のこと――荒又），怠惰（やる気がないこと？――荒又），飲酒，怠慢（努力しないこと？――荒又）」に関して，農事調停官の裁決により，もしそのことにつき特別な事前の合意がないかぎり，労働しなかった1日につき2週間分の賃金の範囲内の罰金が課される。

農村改造総委員会と枢密院とによって表明されたいわば立法の趣旨には次のごときものがあった。「現在，農民たちは，30 ヴェルスタ以内ならばどんな証明書 Вид もなしに居所を留守にできる。このことが，従来から適度の雇用賃金に満足して自分の村に労働期間とどまるよう多くの労働者たちを刺激してきたのである。……もし，自分の居所からそのように近いところでや

とわれている労働者のすべてに労働者手帳の携行を義務づけ，そうすることによって，現在彼らがそれから解放されている形式でわずらわされることになれば，彼らの多くは，より遠くのより利益のある稼ぎをえらぶであろう。」このように，明らかに地元労働力を地元の地主が優先的に利用しうるよう意図しつつ，次のようにものべる。労働者に対し，過度に厳しい規則を制定する必要はない。なぜならば，「労働者の怠慢や雇用の勝手な破棄への苦情は，しばしば，遠い県から労働者があつまってくる肥沃で人口の少ない地方にみられる」。そしてそこでは「過度に厳しい規則は実施困難であろうし，濫用と他県出の労働者の減少をみちびくのみであろうし，そのうえ，これらの地方は現在でも労働力不足にくるしんでいるのである」，と。

ユフネヴァによると，事態は以上のごとくであった。事態の流れの中には，西部諸県の地主たちが，14・5世紀のイギリスにおける労働者条例に似たものを強く要求していたこと，中央部ロシアの地主たちと南部辺境の地主たちとに，農民労働力の利用に関して一部利害の対立するところのあったことなどがみえている。法律の形になった規則は，中央部ロシアの地主たちの利害を軸にして整序されたとみてよいであろう。ユフネヴァは，この規則も農民の反抗をおさえつけうるものではなかったとの展望を与え，オデッサの雑誌（「Одесский вестник」, 1864, No. 212）からフィリベルト A. Филиберт の論文をひいている。だが，事態の流れからいえば，南ロシアの地主の利益は，規則制定の当初より切り捨てられていたとみなくてはならない。だからこそ，この地域では，資本制的な農業機械化への努力が，他に先がけてすすまないわけにはゆかなかったのであろう。むしろ，この1863年規則の政策史的意義は，その後のロシアに特有なオトラボートカ制を予感していたことにあったのではあるまいか。とはいえ，ユフネヴァの関心はそこにむいていないので，それ以上はわからない。興味をそそられる点である。

Ⅲ

パラジゾフは19世紀70年代はじめのロシアにおける「労働問題」を研究

するにあたって，1870年にペテルブルグにおいて，そこで開催された全ロシア工業博覧会との関連で行なわれたところの，第1回全ロシア工業家大会 первый всероссийский съезд фабрикантов, заводчиков, и лиц, интересующихся отечественной промышленностью, とりわけその中の，労働問題に関連した第6部会の様子と，ここでの討論の系譜をひいてモスクワの工業家の中にうまれた「労働者後見協会」案の顚末とをとりあげている。前者について筆者は，かつてR. E. ゼールニクの研究の検討をつうじて紹介したことがある[3]ので，ここでは後者についてみることにしたい。

パラジゾフによると，B. Делла-Восс が座長をつとめた第6部会には事務局 бюро がつくられていて，この事務局の提案にもとづいて大会の総括会議 общее заключительное заседание съезда は次のような内容をもつ決議を採択した。すなわち，「労働者身分の精神的・道徳的発達をたすけるために，大会は，次のことが有益であり望ましいことであるとみとめる。1）工場で働く児童に，製図と図画を教える小学校を工場主によって設立すること，2）ゼムストヴォおよび都市の機関により下級技術学校を設立し，すでに設立されているところには製図と図画を導入すること，3）大工場と工業中心地とに成人労働者のための日曜学校，休日学校，可能ならば夜間学校を組織すること」である。

さて，同じ時にペテルブルグにゴリツィン公 князь С. М. Голицин を含む帝立モスクワ自然科学愛好協会 московское императорское общество любителей естествознания の代表が，1872年にモスクワで全ロシア技術博覧会 всероссийская политехническая выставка を開催することについて，ツァーリの裁可をうるために滞在していた。この人々は，第1回全ロシア工業家大会のうごきにはげまされて，1872年のモスクワに構想されている博覧会を，労働者や職人の精神的・道徳的発達のための一層前進した機会としようと考えた。将軍副官 генерал-адъютант の地位をもつエヌ・ヴェ・イサコフ Н. В. Исаков[4] の主宰する委員会が，まず1870年8月4日の博覧会委員会の公式会議において，さらに10月17日の非公式会議において，考え

方をおしすすめ，10月18日にはイサコフの主宰のもとに新しい協会の創立会議がひらかれた。そして，1870年12月半ばには労働者後見協会 Общество попечения о рабочих の規約最終案が作成され，12月18日付のこれへの説明文とともに多分1871年1月に内務大臣チマシェフ A. Тимашев におくられた。

規約案は，協会の目的と構成，協会の資金，協会評議会 совет，協会総会 собрания などからなり，主要内容は大凡次のごとくであった。すなわち，工場・手工業・その他の労働者の道徳的発達と教育とに助力するために，「労働者後見協会」の名のもとに団体をつくる。協会はモスクワに設立され，その主要な仕事はモスクワおよびモスクワ県の労働者の道徳的状態の改善でなくてはならない。協会の活動範囲は，活動の一般的傾向の問題について協会との恒常的連絡のもとにある特別の地方支部の設立をつうじて，ロシアの他の工業中心地にも拡大しうる。協会およびこれに属する機関は内務省の管轄下に入る。協会の目的達成のために，成人学校，児童学校，教師養成所の設立，読書室，朗読会の開設，コンサートや讃美歌や合唱を学ぶためのホール，劇場，体育館の設立，スケート場設立，労働者家族を保障し，信用の助力で労働を発達させるための貸付基金，労働災害のため働けなくなったもののための養育院，労働者家族の娯楽のためのホールの設立，をおこなう。内務省の許可をえて総会をひらき，評議会を選出し，評議会が施設を運営する。協会は名誉会員，正会員，常任会員で構成される。会員数には制限なく，あらゆる身分の両性が加わる。名誉会員は特別の貢献によって選出される。正会員は，会員の推薦により総会で選ばれる。正会員は毎年12 руб. ずつ年初に支払う。支払いがおくれると会員権を喪失する。一時に240 руб. 以上納入した正会員は，それ以上の支払いの義務なく，かつ常任会員とみなされる。協会の資金は，年会費，施設からの収入，創立会員および常任会員の寄附金によりつくられる。評議会は，会長と補佐と，他に12人の会員よりなり，内に書記局をもつ。総会には定例総会と臨時総会があり，定例総会は毎年末に1回ひらかれる。

およそ以上のような内容の規約が，これへの説明文とともに内務大臣チマシェフのところに届いたわけだが，チマシェフはこれを憲兵長官のペ・ア・シュヴァーロフ伯 граф П. А. Шувалов に送って検討を依頼した。チマシェフの依頼文は2月9日付であった。シュヴァーロフは直ちにイサコフと会見し，そのうえで，これへの回答を準備するよう部下に命じた。この命令にこたえた覚え書きを作成したのは，あるいはこれを直接に指揮したのは，ア・エフ・シュリツ А. Ф. Шульц であったとみられる。

その覚え書きは，規約草案への説明文に添え書きする形式になっており，およそ次のような内容のものであった。規約草案はその目的を，労働者の道徳的状態を改善し，そのことへの配慮を労働者の外につくられた協会に結びつけ，労働者が将来に物質的関係における相互扶助のための団結をつくり，これに支援されて雇主に対するストライキをひきおこすことを避けることだとしている。したがって協会を設立しその活動を発展させることは雇主の利益と直接に結びついている。協会の将来の活動にも最初の性格を保障するためには，協会評議会のメンバーの2分の1にそうした秩序にもっとも関心をもっているものを有していればよいので，規約の中に半分は工場主および仕事場の主人から選ばれる，ときめておくのがよい。以上のようなものであって，関心は労資関係にしぼられている。

しかし，そののち回答の作成はひどく遅れ，シュヴァーロフは自分のもとの官吏に仕事をいそがせる特別命令を1871年3月1日付で発している。回答草案は3月21日に準備され，同22日にシュヴァーロフはこれに目をとおして若干の修正を加えた。そして3月26日に内務省にあてて最終回答がおくられた。それによると，「労働者後見協会」は，無条件に拒否されたわけではないけれども，ほとんど存在しえなかった。以下のごとくである。

協会規約案の政治的評価のためには，労資関係からひきおこされて，20年このかた西欧国家の社会の安寧と秩序をおびやかしている「労働問題」にふれるだけでよい。ロシアにおいては，そうした分野の工業の発達は弱いし，政府はすでにいろいろ配慮しているので問題は危険な性格をもっていない。他

のヨーロッパ諸国にくらべてのロシアの独自性からして，わが国では労働問題が国体の根本原則に触れたり，覇権をめざしての身分間の闘争を挑発したりはしないと期待できる。しかし，問題の安寧な解決をうるためには，諸身分の利害の外に立って，あれこれの側にかたよらない規則をきめなくてはならない。そうしてはじめて政府は社会の階級間の衝突を予防し，階級間の均衡を保持する可能性を失わずにすむのである。ということはしかし，政府がこうした重要な件で，社会の穏健な部分の協力を利用する用意をもつことを排除するものではない。

以上のことを考慮しつつ規約草案の条項をみると，協会の「主要な配慮」は労働者「その他」の道徳的状態の改善にむけられるとあり，「モスクワおよびモスクワ県」で活動するべくモスクワに設立され，協会と恒常的に連絡ある特別な地方支部の設立をつうじて「ロシアの他の工業中心地に」拡大する権利をもつとある。協会は，労働者の物質的状態も配慮することになっている。そうしてみると，おそかれ早かれ，モスクワに協会の中央管理部があり，その支部が東から西まで，北から南まで，全ロシアにひろがって，労働者たちにつよい影響をもつことになろう。「これは巨大な勢力である。この種の規約を認可することによって現実生活にそのような勢力を喚びおこすことになるとしたら，政府の大きな誤りとなろう。」「はじめにこの協会のかしらになる人物を政府がどんなに信頼していたとしても，それらの人は他の人にかえられてしまう。」「財政状態についてとりわけ有利な状態があれば，協会とその政治的影響の範囲は急速に過度に発展し，政府の直接間接の影響とつりあいのとれないものになってしまうかも知れない。」12 руб. 支払えば労働者もメンバーになれるのに，そのことについて考えられていないし，フレロフスキーやシチャーポフやラッサールの説をうけつぐデマゴーグが入りこんできて会員に影響を及ぼすかも知れないこともそうである。

したがって，私の立場からすると次のような修正が草案に加えられる必要があると主張しないわけにゆかない。1) 会長は3人の候補の中から1人を政府が認証する。2) 地方支部の長も同様である。3) 支部の開設はその都

度，県の長の推薦にしたがい内務省が特別に許可する。4）中央協会の理事会には必ず内務省のメンバーが，地方支部のそれには県知事の任命した1名が加わる。5）それらの人が評議会会議の日誌や大会の議事録に署名する。6）それらの人はある場合には評議会や大会の決定を拒否する権利 право протеста をもつ。7）1863年12月13日付で裁可された大臣委員会の日誌の効力により，体育館の設立は拒否される。8）略。9）劇場の設立は，政府がそれを必要だとみとめる時まで延期。10）協会は製造業や販売業にたずさわってはならない。11）協会の設置場所で温い飲料や一般に内国消費税を課される物品を販売してはいけない。

シュヴァーロフは，労働者が協会そのものに参加するようになることを危惧し，また，協会の活動をつうじてフレロフスキーやラッサール他の思想が労働者に浸透することを警戒している。パラジゾフは，そのことが実際には文面にみられる以上であったことを，当時のロシアの官憲が影におびえるように「パリ・コンミューン」や「インタナショナール」の活動をロシアの中でさがしまわったことで明らかにしている。しかし，それにしてもなお，シュヴァーロフがブルジョアジーといういま一つの勢力の社会的政治的成長に強い関心をもち，これの抑制に腐心していたありさまをこの動きの中にみとめないわけにはゆかない。労働者の道徳的発展の生産力的効果の問題などは，シュヴァーロフの脳裡に全くうかばない。

政府の厳しい姿勢のまえで，「労働者後見協会」という自由主義的対労働者組織は挫折した。1872年にひらかれたモスクワ技術博覧会 Московская политехническая выставка では，附属事業として臨時的な（временная）「労働者後見委員会 Комиссия попечения о рабочих」を設立したが，はなはだみすぼらしい（жалкий）活動に終ったという。

3）拙稿，「帝政ロシア労働政策（1855〜1870）の新研究」，北海道大学『経済学研究』第22巻第2号.

4）拙稿「帝政ロシア労働政策研究史小論」（北海道大学『経済学研究』第28巻第4号）では，ソローキンの研究によせて，イサコフらの活動を第Ⅲ部の慈恵政策と位置づけてみたが，適当ではなかった。